

日本学生支援機構奨学金
2026 年度修士（博士前期）課程進学予定者を対象とした
返還免除内定制度への申請について
(他大学から本学大学院に進学される方用)

※こちらは他大学から本学大学院に進学される方に向けた案内です。本学学部生に対しては JASMINE-Navi にて募集案内を行っております。申請方法等が異なりますので JASMINE-Navi をご確認ください。

1. 概要

本制度は、通常、日本学生支援機構第一種奨学金（または授業料後払い制度）の貸与終了時に決定する「特に優れた業績による返還免除※」の内定を大学院進学時に決定する制度です。

学内選考にて申請書類を基に貸与期間中に特に優れた業績を挙げる見込みがあるか総合的に評価し日本学生支援機構への推薦可否を決定します。推薦された者は、日本学生支援機構での審査を経て内定者としての認定可否が決まります。

※特に優れた業績による返還免除制度とは

大学院で第一種奨学金（または授業料後払い制度）の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した人を対象に、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度

詳細は、以下日本学生支援機構 HP をご参照ください。

[\(修士課程及び専門職学位課程\) 返還免除内定制度 | JASSO](#)

2. 申請要件

2026 年度に本学大学院の修士（博士前期）課程に進学する者（※ 1）で、日本学生支援機構（大学院）第一種奨学金（または授業料後払い制度）の予約採用に申請中、又は進学後に在学採用（春の一次採用）に申請する者のうち、以下の①～③全てを満たす者

①大学学部等において高等教育の修学支援新制度（多子世帯の授業料無償化を含む）を利用していること（※ 2）又は住民税非課税世帯（※ 3）であること

②「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」への進学を希望していること（※ 4）

③将来上記②の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者（※5）

※1 大学院入試の合格発表前に申請する事も可能ですが、不合格者は選考対象から外れます。

※2 修学支援新制度の利用者とは、申請時点で支援区分が第I区分～第III区分、第IV区分（理工農）または多子世帯（支援区分は問わない）のいずれかの者です。なお、家計基準に基づく支援区分の見直しにより区分が「停止中」（資産超過による停止を含む）の者は申請できません。

※3 本人および生計維持者（原則父母2名）の令和7年度所得証明書（市区町村発行）の「市町村民税所得割額」が非課税（0円）であることをご確認ください。また、本人および生計維持者の資産の合計額が5,000未満である必要があります。

※4 本学は全ての研究科が該当します。ご自身の研究分野がいずれかの分野に該当するか否かはご自身でご判断ください。

※5 申請書類を基に本学が判断します。

3. 本学の推薦枠

科学技術イノベーション創出に寄与する分野…1名

大学の強みや地域の強み等を生かした分野…1名

※本学から日本学生支援機構に推薦した場合でも、必ずしも「内定者」として認定されるとは限りません。

4. 申請方法

必要書類の提出およびインターネット（スカラネット）への入力・送信をもって申請完了となります。

(1) 書類提出

以下の必要書類を期日までにご提出ください。

必要書類	注意事項
① (全員) 申請書 【日本女子大学様式①】	
② (全員) 研究計画書 【日本女子大学様式②】	・申請要件②を満たしていること（大学院で行う研究が「科学技術イノベーション創出に寄与する分野」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」に該当する理由）について、研究計画に明記してください。

	・裏面も必ず記入し、両面印刷で提出してください。
③ (全員) 指導教員による推薦理由書 【日本女子大学様式③】	指導教員に作成を依頼してください。 指導教員氏名欄は、必ず教員が直筆で署名してください。
④ (全員) GPA が記載された成績証明書	取得可能な最新のものを提出してください。 成績証明書に GPA が記載されていない場合には、GPA が証明できる書類（大学のポータルサイトの成績確認ページを出力したもの等）を別途提出してください。
⑤ (高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）利用者のみ) ・給付奨学生証 ・スカラネット・パーソナルの「奨学生番号ごとの詳細情報」の支援区分適用履歴画面を出力したもの	支援区分適用履歴画面は、申請時時点の支援区分が分かるものを提出してください。
⑥ (高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）利用者以外) 申請者本人及び生計維持者（原則父母2名）の令和7年度の所得証明書	所得金額、課税額、控除が記載された全項目証明の令和7年度課税証明書を市区町村にて取得してください。無収入の場合も非課税証明書等を提出してください。
⑦ (高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）利用者以外) 資産申告書	届出年月日及び学生等記入欄を記入し提出してください（学校記入欄は未記入で構いません）。

※①～③・⑦は HP に添付された様式を使用してください。

※①～③は Word、⑦は Excel に直接入力可。（PC 入力推奨）

手書きの場合はボールペンを使用し、修正が必要な場合には二重線+訂正印で修正してください（修正液の使用不可）。

※必要に応じて上記の書類以外の書類提出を求める場合があります。

※提出書類は返却しませんので、ご承知おきいただいたうえでご提出ください。

【提出期限】

2026年1月9日（金）（必着）

【提出先】〒112-8681 東京都文京区目白台2-8-1 日本女子大学学生支援課奨学金担当

※締切日を過ぎての申請は一切受け付けることが出来ません。

※郵送の場合は記録の残る方法（簡易書留等）で送付してください（締切日必着）。

②スカラネットへの入力

書類提出後、インターネット（スカラネット）への入力・送信が必要です。

大学で書類の確認が済み次第、スカラネット入力用のID・PWを申請書に記載のメールアドレスにお送りいたします。

「スカラネット入力下書き用紙」に各自下書きをした上で、インターネットへの入力・送信を期日までに完了させてください。期日に関しては、ID・PW配布時にお伝えします。

5. 申請後の流れ

2026年1月～2月…学生からの申請に基づき、本学にて日本学生支援機構へ推薦する者
(内定候補者)の選考を実施

2026年3月頃 …学内選考の結果通知（メールにて通知）

2026年4月上旬 …日本学生支援機構第一種奨学金（または授業料後払い制度）の在学採用の申請受付

※学内選考の結果、内定候補者として日本学生支援機構への推薦が決まった者は必ずここで申請が必要となります（入学前に予約採用にて既に申請済みの者は申請不要）。

2026年7月下旬 …日本学生支援機構の選考結果通知

6. 留意点

※以下に該当する場合は、内定制度の効力を失います。

- ・第一種貸与奨学金（または授業料後払い制度）に申し込まなかった場合、および不採用となった場合
- ・申請した大学院とは別の大学院に進学した場合

※学内選考を経て、内定候補者として日本学生支援機構へ推薦された場合でも、日本学生支援機構での審査の結果、内定者として採用されない場合があります。

※日本学生支援機構での審査の結果、内定者と決定した者については、2年次以上への進学時に大学院で内定者として相応しい成績を修めているか等の中間評価を行います。以下に該当した場合には「内定取消」となります。

- ・貸与中の奨学金について「警告」「停止」「廃止」の処置を受けた場合
- ・修業年限内に課程を修了できなくなった場合
- ・文部科学省令第36条第1号～第10号で定める各業績について、十分な成績をあげる見

込みがないと判断された場合

※内定は大学院進学後に採用された最初の第一種奨学生（または授業料後払い制度）にのみ適用されます。例えば、業績免除内定制度をもって進学し、1年次の春に「授業料後払い」制度に採用され、2年次の進学時に後払い制度を辞退して現行第一種奨学生に採用されると、後から採用になった現行第一種奨学生には内定が適用されません。逆に現行第一種奨学生を辞退し、授業料後払い制度へ変更した場合も同様です。なお、特に優れた業績による返還免除の申請は、貸与を終了した年度が基準となり、辞退した年に申請が必要となります。

※本制度の内定者に決定した場合も自動的に「返還免除者」とはなりませんので、貸与終了時には「特に優れた業績による返還免除」の申請が必要です。その際の審査により、免除額（全額または半額）が決定されます。

※内定者として決定しなかった場合も、貸与終了時に「特に優れた業績による返還免除」に申請することが可能です。

【本件に関する問い合わせ先】 学生支援課 (03-5981-3316)

対応時間 平日 9:00-17:00 土 9:00-11:30

※12/24（水）～1/6（火）は冬季休暇中により閉室